

決議 16.8 [仮訳]

楽器の頻繁な非商業的越境移動

条約第 7 条 2 項において、第 3 条、4 条、5 条の規定は、条約の規定が当該標本に適用される前に取得され、管理当局がその旨の証明書を発給する標本には適用しないと定めていることを想起し、

条約第 7 条 3 項において、特定の状況を除き、手回り品または家財である標本に対しては、条約の第 3 条、4 条、5 条の規定は適用しないと定めていることを想起し、

条約第 7 条 3 項では「手回り品または家財」が定義されていないため、締約国は第 13 回締約国会議（バンコク、2004 年）で、それらを定義するために決議 13.7（CoP16 で改正）「手回り品および家財の取引規制」を採択し、第 14 回会議（ハーグ、2007 年）および第 16 回会議（バンコク、2013 年）でそれを修正したことを認識し、

締約国は決議 13.7（CoP16 で改正）において、特定の状況を除き、附属書 II 掲載種の死んだ標本、部分または派生物である手回り品または家財に対しては輸出許可書または再輸出証明書を要求しないと合意したことに留意し、

しかし、一層厳重な国内措置または他の規定が原因で、多数の締約国が第 7 条 3 項および決議 13.7（CoP16 で改正）の手回り品および家財に関する免除を完全には実施しておらずその結果、条約の附属書掲載種から製造された楽器を、頻繁に国境を越えて移動させる個人にとって、条約上は書類要件が免除される可能性があるにもかかわらず、行政的負担が生じることを認識し、

第 12 回締約国会議（サンティアゴ、2002 年）で採択され、第 13 回締約国会議（バンコク、2004 年）、第 14 回会議（ハーグ、2007 年）、第 15 回会議（ドーハ、2010 年）、第 16 回会議（バンコク、2013 年）で修正された決議 12.3（CoP16 で改正）「許可書および証明書」のセクション VI で、展示目的で使われる標本の頻繁な越境移動には移動展示証明書を発給できると締約国が合意したことを認識し、

条約の附属書掲載種から製造された楽器は、個人的使用、演奏、展示、コンクールを含め、ただしそれらに限定せず、多様な合法的・非商業的目的で頻繁に国境を越えて移動する可能性があることを意識し、

博物館、オーケストラ、または他の楽器を越境移動させるような展示に対し、移動を容易にするために決

議 12.3（CoP16 で改正）に基づく移動展示証明書の発給が可能であることに留意し、

非商業的目的で頻繁に越境移動する楽器に対し、条約第 4 条、5 条、7 条に従い許可書および証明書を繰り返し発給することは、技術的および管理上の課題となる一方、違法活動を防ぐために移動を注意深く監視する必要があることに留意し、

附属書掲載種から加工された標本の国際取引規制に必要な措置を回避するために、条約が定める免除規定が使われないことを望み、

条約第 14 条 1(a) 項において、附属書 I、附属書 II、附属書 III に掲げる種の標本の取引、捕獲もしくは採取、所持、もしくは輸送の条件に関する一層厳重な国内措置またはこれらを完全に禁止する国内措置を採用する締約国の権利に対し、条約の規定はいかなる影響も及ぼすものではないと定められていることを認識し、

締約国会議は

附属書掲載後に取得された附属書 I の種の標本を除き、CITES 対象種から製造された楽器の非商業的な越境移動に関し、次のとおり勧告する。

- a) 個人的使用、演奏、展示、コンクールを含み、ただしそれらに限定されない目的のための楽器の頻繁な非商業的越境移動を容易にするために、条約前の附属書 I、II、III の個人所有の楽器または有効な掲載日後に取得された附属書 II または III 種の標本を含む個人所有の楽器（「手回り品」）に対し、締約国は楽器証明書を発給する。
- b) CITES 所管当局は、楽器の製造に使われた CITES の標本が条約の規定に違反して取得されたものではないと確信するときのみ楽器証明書を発給する。
- c) CITES 所管当局は楽器証明書の申請者に、氏名、住所、楽器の製造に使われた種を含む楽器に関する関連データ、および製造者名、シリアルナンバーなどの識別手段を提出するよう要求する。
- d) 上記 a) に従い発給される証明書には、欄 5 または決議 12.3（CoP16 で改正）で言及された標準形式を使わない場合は別の欄に、次の文言を記入する。「複数回の越境移動を許可するこの証明書の発給を受けた標本は、非商業的な使用を目的とし、証明書の所有者が通常居住する国の外で販売、

取引、その他の方法で処分してはならない。」

- e) 証明書の発給を受けた個人が、この決議に従い楽器証明書の発給を受けた楽器を（販売、窃盗、破壊などの理由により）もはや所有しない場合には、発給した CITES 所管当局に楽器証明書原本を直ちに返却させる。
- f) 楽器に対して発給される楽器証明書は、その楽器の複数回の輸入、輸出、再輸出を可能とするため、最長 3 年間有効とする。
- g) 関係する締約国は、各楽器証明書を、指定された楽器の非商業的越境移動を可能にする一種の旅券として扱い、国境で次のことを行う適切な入国審査官に対し証明書の原本を提示させる。
 - i) 原本を検査し、国から国への移動の履歴を示すため、インクのスタンプ、署名、日付を付して承認する。
 - ii) 原本は国境で回収せず、標本に付けたまま残す。
- h) 関係する締約国は、楽器を持ち込む先の国の当局が証明書と当該楽器を照合できるよう、楽器が適切に特定され、楽器証明書に識別マーク

または楽器の詳細な説明が記入されるよう求める。

- i) 別の国に滞在中に、楽器に対する楽器証明書の紛失、窃盗、偶発的な破壊が起きたときは、その書類を発給した管理当局のみが副本を発給できる。この副本には可能な限り同じ番号を付け、有効期限を原本と同じにするが、発給日は新たな日付とし、次の文言を記入する。「この証明書は原本の真の写しである。」
- j) 上記 a) および d) に従い、楽器が通常所持される国の外に存在する間、楽器を販売または他の方法で譲渡してはならない。
- k) 楽器証明書の発給を受けた楽器は、証明書が失効する前に、楽器が通常所持される国に戻すものとし、楽器が通常所持される国の外に存在する間、締約国は失効する楽器証明書の交換または再発給を行わない。
- l) 締約国はこの決議に従い発給される楽器証明書の番号を記録し、可能な限り、国の年次報告書に証明書の番号および関係する種の学名を記載する。 ■